

宮城県公報

行 城 宮
宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区
(総務部私学文書課)
宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区
本 町 三 丁 目 8 番 1 号
電 話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出	(同)	一
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	一
○生活保護法による指定介護機関の指定	(同)	二
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	(同)	五
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	六
○生活保護法による施術者の指定	(同)	七
○認証食品の認証	(食産業振興課)	七
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	七
○道路の区域変更	(道路課)	七
○道路の供用開始	(同)	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(新産業振興課)	八
○採石業務管理者試験の実施	(産業立地推進課)	九
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	一〇
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)	(会計課)	一〇
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(教育庁高校教育課)	一五
○教育委員会定例会の開催	(教育委員会)	一七

告 示

○宮城県告示第七百一十号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十五年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
こせき皮膚科クリニック	名取市愛の杜二丁目一六	平成二十五年七月一日
薬局バル	栗原市志波姫堀口源光五十六一	平成二十五年六月十三日
きたかみ調剤薬局	石巻市北上町橋浦字大須百八十二一	平成二十五年六月一日

○宮城県告示第七百一十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十五年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更新前	変更新後	所在地	変更年月日
ちゃっと歯科クリニック	石巻市蛇田字新金沼百七十	平成二十五年五月十一日	
イオン薬局石巻店	石巻市蛇田字新金沼百七十	平成二十五年五月十一日	
	石巻市西平四丁目百四		
	石巻市西平一丁目百四	平成二十五年五月十一日	

○宮城県告示第七百一十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進

及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十五年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団氏家眼科医 院	塩竈市北浜一―三―一パルメゾン西村一 階	平成二十五年五月三十一 日
タカラ調剤薬局加瀬沼店	宮城郡利府町加瀬字北窪二十八―四	平成二十五年六月一日

○宮城県告示第七百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十五年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
株式会社ピース	柴田郡柴田町船岡東二丁目十一番二十三号	株式会社ピース	柴田郡柴田町船岡東二丁目十一番二十三号	平成二十五年六月一日
ニチイケアセンター巨理	巨理郡巨理町字新町四十五番四	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	平成二十五年四月一日
在宅介護サービスたんぼぼ	東松島市赤井字中新丁二百四番地	株式会社たんぼぼ	東松島市赤井字中新丁二百四番地	平成二十五年四月一日

二 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
診療所 在宅医療	石巻市大街道北三丁目六一―七十二ぶらすびあさいと うA棟一〇二、一〇三号	佐藤 保生	石巻市大街道北三丁目六一―七十二ぶらすびあさいと うA棟一〇二、一〇三号	平成二十五年二月一日
クラーク薬局	大崎市松山千石字広田三十五番地	株式会社ライフライブズ	大崎市松山金谷字中田七十六番地一	平成二十五年六月一日

三 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービスセンターひかりの里 ゆめの森	黒川郡富谷町成田八丁目六一―四十一	株式会社ドリームライト	黒川郡富谷町成田八丁目四番十号	平成二十五年四月一日
デイサービスセンター壱ノ町	宮城郡利府町赤沼字大貝九十三番地一	社会福祉法人萩の里	塩竈市月見ヶ丘六番十号	平成二十五年六月一日

うさぎ座	名取市那智が丘三丁目一番地の一	有限会社ウイング	仙台市太白区長町六丁目二番一号	平成二十五年六月一日
デイハウスたんぼぼ	東松島市赤井字中新丁二百四番地	株式会社たんぼぼ	東松島市赤井字中新丁二百四番地	平成二十五年四月一日

四 通所リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
介護老人保健施設しおん	石巻市吉野町一丁目七番一号	医療法人社団健育会	東京都板橋区桜川二丁目十九番一号	平成二十五年五月一日

五 短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
特別養護老人ホームせせらぎの里	黒川郡富谷町成田一丁目五番地七	社会福祉法人東松島福祉会	東松島市赤井字川前四番八十三番地	平成二十五年六月一日
特別養護老人ホーム芍薬の里色麻	加美郡色麻町四竈字東原一番地四	社会福祉法人宮城福祉会	名取市手倉田字山二百八一	平成二十五年五月十七日

六 福祉用具貸与

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
株式会社アルプスビジネスクリ エーション大原営業所	柴田郡大原町新東三十一一六	株式会社アルプスビジネス クリエーション	東京都大田区雪谷大塚町一七	平成二十五年四月一日

七 居宅介護支援事業

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
株式会社ピース	柴田郡柴田町船岡東二丁目十一番二十三号	株式会社ピース	柴田郡柴田町船岡東二丁目十一番二十三号	平成二十五年六月一日
富谷ひかりの里居宅介護支援事業 所	黒川郡富谷町成田八丁目六一四十一	株式会社ドリームライト	黒川郡富谷町成田八丁目四番十号	平成二十五年六月一日
ニチイケアセンター巨理	巨理郡巨理町字新町四十五番四	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	平成二十五年四月一日
壱ノ町介護支援センター	宮城郡利府町赤沼字大貝九十三番地一	社会福祉法人萩の里	塩竈市月見ヶ丘六番十号	平成二十五年六月一日
なのはな居宅介護支援センター	石巻市大街道西一丁目四番七号ソラーナ参番館一〇 一号室	株式会社イコール	青森市浪岡大字浪岡字佐野二十九一十八	平成二十五年五月一日

八 介護老人福祉施設

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム老ノ町	宮城県利府町赤沼字大貝九十三番地一	社会福祉法人萩の里	塩竈市月見ヶ丘六番十号	平成二十五年六月一日
特別養護老人ホーム芍薬の里色麻	加美郡色麻町四竈字東原一番地四	社会福祉法人宮城福祉会	名取市手倉田字山二百八一	平成二十五年五月十七日

九 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
株式会社ピース	柴田郡柴田町船岡東二丁目十一番二十三号	株式会社ピース	柴田郡柴田町船岡東二丁目十一番二十三号	平成二十五年六月一日
ニチイケアセンター亘理	亘理郡亘理町字新町四十五番四	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	平成二十五年四月一日
在宅介護サービスたんぽぽ	東松島市赤井字中新丁二百四番地	株式会社たんぽぽ	東松島市赤井字中新丁二百四番地	平成二十五年四月一日

十 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
診療所 在宅医療	石巻市大街道北三丁目六一七二ぶらすびあさいと うA棟一〇二一〇三号	佐藤 保生	石巻市大街道北三丁目六一七二ぶらすびあさいと うA棟一〇二一〇三号	平成二十五年二月一日
クラーク薬局	大崎市松山千石字広田三十五番地	株式会社ライフライブズ	大崎市松山金谷字中田七十六番地一	平成二十五年六月一日

十一 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
うさぎ座	名取市那智が丘三丁目一番地の一	有限会社ウイング	仙台市太白区長町六丁目二番一号	平成二十五年六月一日
デイハウスたんぽぽ	東松島市赤井字中新丁二百四番地	株式会社たんぽぽ	東松島市赤井字中新丁二百四番地	平成二十五年四月一日

十二 介護予防通所リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日

介護老人保健施設しおん

石巻市吉野町一丁目七番一号

医療法人社団健育会

東京都板橋区桜川二丁目十九番一号

平成二十五年五月一日

十三 介護予防短期入所生活介護

事業所の名称

事業所の所在地

申請者の名称

申請者の所在地

指定年月日

特別養護老人ホーム芍薬の里色麻

加美郡色麻町四竈字東原一番地四

社会福祉法人宮城福祉会

名取市手倉田字山二百八一

平成二十五年五月十七日

十四 介護予防福祉用具貸与

事業所の名称

事業所の所在地

申請者の名称

申請者の所在地

指定年月日

株式会社アルプスビジネスクリ
エーション大河原営業所

柴田郡大河原町新東三十一一六

株式会社アルプスビジネス
クリエーション

東京都大田区雪谷大塚町一七

平成二十五年四月一日

十五 特定福祉用具販売

事業所の名称

事業所の所在地

申請者の名称

申請者の所在地

指定年月日

株式会社アルプスビジネスクリ
エーション大河原営業所

柴田郡大河原町新東三十一一六

株式会社アルプスビジネス
クリエーション

東京都大田区雪谷大塚町一七

平成二十五年四月一日

十六 特定介護予防福祉用具販売

事業所の名称

事業所の所在地

申請者の名称

申請者の所在地

指定年月日

株式会社アルプスビジネスクリ
エーション大河原営業所

柴田郡大河原町新東三十一一六

株式会社アルプスビジネス
クリエーション

東京都大田区雪谷大塚町一七

平成二十五年四月一日

○宮城県告示第七百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十五年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	新	旧	
	名取デイサービスセンター多幸		石巻市社協ホームヘルパーセンター河北 石巻市社協北部地区ホームヘルパーセンター	事業所の名称
	名取市上余田字西田十九一三		石巻市小船越字山畑四百十七番地五十四	事業所の所在地
	名取市高館吉田字東内館三十七一三	株式会社リーベン	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会	開設者の名称
	名取市上余田字西田十九一三		石巻市中央二丁目四番二十号	開設者の所在地
	名取市高館吉田字東内館三十七一三			変更年月日
				平成二十二年五月十七日
				平成二十五年五月一日

○宮城県告示第七百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十五年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
アルプスビジネスクリエーション	柴田郡大河原町新南四十八番地の三	株式会社アルプスビジネスクリエーション福島	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	平成二十五年三月三十一日
石巻市社協ホームヘルパーセンター雄勝	石巻市雄勝町雄勝字上雄勝百五十番地三	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会	訪問介護	平成二十五年四月三十日
石巻市社協ホームヘルパーセンター北上	石巻市北上町十三浜字吉浜二百六十六番地	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会	訪問介護	平成二十五年四月三十日
なのはな居宅介護支援センター	石巻市大街道西二丁目四番七号ソラーナ参番館一〇一号室	株式会社イコール	居宅介護支援事業	平成二十四年三月三十一日
アルプスビジネスクリエーション	角田市角田字西田百六十八番地二十一	株式会社アルプスビジネスクリエーション福島	福祉用具貸与	平成十九年十月三十一日
在宅介護サービスたんぼぼ	東松島市大曲字下台百二十八番地百八十七	株式会社たんぼぼ	介護予防訪問介護	平成二十四年六月二十日
デイハウスたんぼぼ	東松島市大曲字土手下南百六十五番地一	株式会社たんぼぼ	通所介護 介護予防通所介護	平成二十四年六月二十日
株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城福祉事業部古川営業所	大崎市古川中里六丁目三番三十六号	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城	居宅介護支援事業	平成二十五年三月三十一日

○宮城県告示第七七七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十五年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名（施術所の名称）	施術所の所在地	指定年月日
佐々木 健之（株式会社フレアス）	仙台市若林区卸町五丁目二一五五〇一	平成二十五年五月二十日
平間 幸廣（ポポはりきゅう接骨院）	刈田郡蔵王町円田駅内三十一	平成二十五年五月二十三日

○宮城県告示第七七八号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十五年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証番号	品目	申請者の氏名又は名称	製造業者の名称又は屋号	製造所等の所在地
百一	ジャム類	富谷町ブルーベリー生産組合 横田善悦 組合長	富谷町ブルーベリー生産組合	黒川郡富谷町明石字二反目三十二番地一

二 認証年月日

平成二十五年七月二十五日

○宮城県告示第七百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十五年八月二日

一 解除予定保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻市雄勝町雄勝字原三七の六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

電気通信施設用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 女川牡鹿線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）	備考
石巻市大谷川浜小浜山五番五地先から同市大谷川浜川向一番一地先まで	前A 後B	八・五 八・五 三四・五	三七四・〇 三七四・〇 三三四・五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第七百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	石巻市大谷川浜小浜山五番五地先から 同市大谷川浜川向一番一地先まで	平成二十五年 八月二日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十五年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件の名称及び数量 宮城県産業技術総合センターで使用する電気 年間約二百八万五千五百七キロワット時
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十五年十月一日から平成二十八年九月三十日まで
- 4 履行場所 仙台市泉区明通二丁目二番地 宮城県産業技術総合センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者であること。
 - 3 2以外の者で開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 4 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
 - 5 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経

営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引し、又は不当に利用していると認められるとき。

6 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三条第一項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第十六条の二第一項の規定により特定規模電気事業の開始の届出を行っている者であること。

7 入札への参加を希望する者は、6に掲げる事項を証する書類を平成二十五年八月二十三日（金）午後五時までに三の1の場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格のない者が入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五）へ平成二十五年八月二十二日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎十四階 宮城県経済商工観光部新産業振興課新産業支援班

（担当 狩野 嘉孝 電話〇二二二二二一三三三五）

2 入札説明書及び仕様書の交付期限

平成二十五年八月二十日(火)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十五年八月十九日(月)までに1宛で申し出ることに。

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年八月二十三日(金)午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

平成二十五年九月十二日(木)午後五時までとする(郵送により提出する場合は、二重封筒とし、外封筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること)。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時までに開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十五年九月十三日(金)午前十時 宮城県庁庁舎十四階経済商工観光部会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Items/Service Required : Electrical power for Miyagi Prefectural Industrial Technology Institute - 2,088,507 kWh/year

2 Period of Contract : From October 1, 2013 to September 30, 2016

3 Deadline for Bid (in person) and place : September 13, 2013, 10 : 00 a.m., Meeting room (14F) Commerce, Industry and Tourism Department, Miyagi Prefectural Government Office Building

4 Deadline for Bid (by mail) : September 12, 2013, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Yoshitaka Kano, New Industry Support Sector, New Industry Promotion Division Commerce, Industry and Tourism Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan TEL.: 022-211-2722

○採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十五年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験日時

平成二十五年十月十一日(金)午前十時から正午まで

二 試験会場

東京エレクトロホール宮城(宮城県民会館)

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号

三 試験科目

1 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)

2 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

四 受験手続

- 1 受験願書の受付期間は、平成二十五年九月五日（木）から同月十九日（木）までとする。ただし、郵送の場合は、同日の消印のあるものを有効とする。
- 2 受験手数料は八千円とし、受験願書に八千円分の宮城県収入証紙をはり付けて納めること。
- 3 受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課並びに各地方振興事務所及び地域事務所配布する。
- 4 受験願書の提出先
宮城県経済商工観光部産業立地推進課
〒九八〇〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
(電話〇二二二二二二二七三二)

5 受験願書の添付書類

写真（手札形（縦十・六センチメートル、横八・一センチメートル）とし、受験願書の提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年八月二日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本吉郡南三陸町志津川字御前下十八番二、六十四番一、六十五番一及び六十八番一並びに十六番一及び十七番一の各一部並びに十七番地先の水の一部及び六十五番一地先の道の一部

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一
株式会社コメリ

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 調達案件及び数量 宮城県財務総合管理システム運用・アプリケーション保守業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- 3 履行期間 平成二十六年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県行政庁舎
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。

ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 公告の日から開札の日までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴

力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 次に掲げる認証制度のいずれも取得していること。

(一) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度

(二) プライバシーマーク制度

9 独立行政法人情報処理推進機構が行う情報処理技術者試験のうち、次に掲げるいずれかの試験又は当該試験と同等と認められる資格試験の合格者又は同等の資格保有者を雇用し、かつ、本業務に従事させることができること。

(一) システムアーキテクト

(二) 応用情報技術者

10 富士通製業務パッケージソフト（IPKNOWLEDGE財務会計V2、IPKNOWLEDGE基本V2、IPKNOWLEDGE電子決裁V2及びオプション）を用いて過去三年以内に開発又はカスタマイズ業務を行った実績があること。

11 過去三年以内に情報システムの開発又は運用保守に係る業務委託契約（請負額二千万円以上に限る。）を締結し、履行した実績を有すること（運用保守で複数年契約しているものにあつては履行開始から一年以上経過しているものを含む。）。

12 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けた者であること。

13 業務を共同連帯して受託するため二以上の者を構成員として結成された共同企業体（以下「企業連合」という。）にあつては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が2に該当し、かつ、1及び3から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8から12までの要件を満たしていること（9については、各構成員が雇用している試験の合格者等を合わせるにより該当することとなる場合を含む。）。

(二) 構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

14 入札参加資格申請場所及び提出期限 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一三三三五）へ平成二十五年八月十六日（金）午後五時までに申請すること。

ただし、郵送による場合は、書留にて平成二十五年八月十六日（金）までに必着のこと。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（磁気的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加をする者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局会計課出納・決算班（電話〇二二一三三三五）

3 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成二十五年八月二日（金）から八月二十三日（金）までの土曜日及び日曜日並びに祝日を除く毎日の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）とする。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十五年八月二十日（火）午後五時まで2あて必着のこと。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札

説明書に定めるところにより必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限等

イ 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十五年九月六日(金) 午前九時から十二日(木) 午後五時まで

ロ 書面により入札書を提出する場合

入札書の提出期限 平成二十五年九月十二日(木) 午後五時まで(郵便により提出する場合

は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。)

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時までとする。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十五年九月十三日(金) 午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎一階 出納局会計課

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する金額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)

とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 本公告に示した義務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は入札説明書及び仕様書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Services to be Procured : Operation of financial management system and application maintenance - 1 set

2 Period of Contract : January 1, 2014 to December 31, 2018

3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Government offices

4 Deadline for Bid : September 12, 2013, 5 : 00 pm.

5 Contact Information : Treasury/Accounting Section, Accounting Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570

Japan, Tel: 022-211-3315

6 Language and Currency Used in Contract Procedure : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年八月二日

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県財務総合管理システム端末装置等機器賃貸借、導入設定及び保守業務 一式 宮城県知事 村 井 嘉 浩

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 賃貸借期間 平成二十六年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで

4 設置場所 宮城県行政庁舎、宮城県警察本部、各合同庁舎、各警察署ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第一百七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなさなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。

ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなさなかつた者とみなす。

6 公告の日から開札の日までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行つた行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度による認証を取得していること。

9 過去五年以内に当該調達案件と同等以上の契約を締結し、履行した実績を有すること（賃貸借業務で複数年契約しているものにあつては履行開始から一年以上経過しているものを含む。）。

10 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けた者であること。

11 業務を共同連帯して受託するため二以上の者を構成員として結成された共同企業体（以下「企業連合」という。）にあっては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が2に該当し、かつ、1及び3から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8から10までの要件を満たしていること。

(二) 構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

12 入札参加資格申請場所及び提出期限 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ平成二十五年八月十六日（金）午後五時までに申請すること。

ただし、郵送による場合は、書留にて平成二十五年八月十六日（金）までに必着のこと。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（磁氣的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供さ

れるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局会計課出納・決算班(電話〇二二二二二一三三二一五)

3 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成二十五年八月二日(金)から八月二十三日(金)までの土曜日及び日曜日並びに祝日を除く毎日の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)とする。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十五年八月二十日(火)午後五時まで2あてて必着のこと。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

電子調達システム(以下「システム」という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限等

イ 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十五年九月六日(金)午前九時から十二日(木)午後五時まで

ロ 書面により入札書を提出する場合

入札書の提出期限 平成二十五年九月十二日(木)午後五時まで(郵便により提出する場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。)

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時までとする。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十五年九月十三日(金)午後一時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎一階 出納局会計課
四 入札に参加することができない者
二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百三十三条及び第百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する金額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする)とする。入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするもの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条項で定めた長期継続契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は入札説明書及び仕様書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Services to be Procured : Lease, installation and maintenance of financial management system terminals and other equipment

2 Period of Contract : January 1, 2014 to December 31, 2018

3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Government Office and other locations

4 Deadline for Bid : September 12, 2013, 5 : 00 pm.

5 Contact Information : Treasury/Accounting Section, Accounting Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570
Japan Tel: 022-211-3315

6 Language and Currency Used in Contract Procedure : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 五組
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 貸借期間 平成二十五年十月一日から平成三十年九月三十日まで
- 4 設置場所 宮城県亘理高等学校、宮城原本吉響高等学校、宮城県工業高等学校、宮城県白石工業高等学校、宮城県鹿島台商業高等学校
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ

の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用したりしていると認められるとき。

8 当該業務に類似する業務を相当数実施した実績を有すること。

9 賃借機器に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加資格登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番

う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。
 II 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Item(s)/Service(s) Required : Lease of electronic computer systems for educational use in Miyagi Prefectural High School-5 sets
- 2 Duration of Contract : October 1, 2013 to September 30, 2018
- 3 Location
 - (1) Watari Senior High School, Watari Town, Miyagi Prefecture
 - (2) Motoyoshi Hibiki Senior High School, Kesennunuma City, Miyagi Prefecture
 - (3) Technical Senior High School, Sendai City, Miyagi Prefecture
 - (4) Shiroyoshi Technical Senior High School, Shiroyoshi City, Miyagi Prefecture
 - (5) Kashimadai Commercial Senior High School, Otsaki City, Miyagi Prefecture
- 4 Deadline for Bid : Monday, September 9th, 2013, 5 : 00 pm.
- 5 Contact Person : Toyoko Umehara, Senior Administrative Staff, Upper Secondary Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 JAPAN. Tel: 022-211-3623
- 6 Language and Currency Used in Contact Procedures : Japanese and Japanese yen only

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十五年八月二日

宮城県教育委員会

委員長 庄 子 晃 子

一 日時 平成二十五年八月九日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 事件

- 1 平成二十五年政策評価・施策評価について
- 2 宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価について
- 3 職員の人事について
- 4 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について
- 5 高等学校入学者選抜審議会専門委員の人事について
- 6 平成二十六年使用宮城県立中学校教科用図書の採択について
- 7 東北歴史博物館協議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問合せ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二二一三六一一）